

日本企業による環境報告書の現状と課題：東証一部上場企業の内容分析を通じて

平山健次郎（（財）地球環境戦略研究機関）
國部克彦（神戸大学大学院経営学研究科教授）
神田泰宏（（財）地球環境戦略研究機関）
品部友美（（財）地球環境戦略研究機関）
東田明（神戸大学大学院経営学研究科）
川原千明（神戸大学大学院経営学研究科）
北村雅司（（財）地球環境戦略研究機関）
中曾康壽（（財）地球環境戦略研究機関）

要旨

本研究は日本企業の環境報告書の現状を整理し、その課題を明らかにするべく、東証1部上場企業で2000年、2001年に発行された環境報告書の記載内容を詳細に分析したものである。まず環境省「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」で記載が必要とされている18項目について、各社の環境報告書が記載しているかどうかの観点からデータベース化し、そのうえで複数の観点から分析を行った。分析結果を簡単に要約すると以下のとおりである。

環境報告書の発行状況としては、約20%の企業が環境報告書を発行しており、その数は今後も増加が予想される。業種との関連でいえば、最終消費者との関連度が高い業種が、記載項目の多さという意味での開示度が比較的に高い。項目別にみると、「報告に当たっての基本的要件」「環境に関する規制遵守の状況」「輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策」などでは、記載する企業の多い業種と少ない業種との格差が大きい。企業規模との関連では、製造業系の企業においては一般的に規模の大きいところほど開示度は高い。発行歴との関連では、その年に初めて環境報告書を発行した企業よりも、それ以前に発行していたところの方が開示度は高い。さらに、環境省「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」で記載が望ましいとされた項目の記載が、同ガイドライン公表後に出された各社の環境報告書で増えていることより、同ガイドラインの影響力の大きさが推察された。

1. はじめに

企業がその事業活動に関して、環境にどのような負荷を与え、その軽減にどのような取り組みを行っているかの情報を開示することの必要性は、広く認識されつつある。その開

示手段として、冊子あるいは Web 上で公開される環境報告書¹は、中心的な位置を占めている。

環境報告書に関する最近の海外の動きとしては以下のものが挙げられる。GRI (Global Reporting Initiative) では 2000 年 6 月に発行した「持続可能性報告のガイドライン」(以下、GRI ガイドライン(2000)と記す)が、経済的、社会的側面をさらに充実させる方向で改訂されつつある。ACCA(英国勅許会計士協会)では、特にウェブでの持続可能性報告書作成のためのガイドを 2001 年 10 月に作成している。イギリスでは温室効果ガス排出に関する報告書作成のガイドライン(1999)や、廃棄物排出に関する報告書作成のガイドライン(2000)、環境報告書に関する一般的なガイドライン(2001)が相次いで出されている。韓国でも環境報告書のガイドライン(2002)が出されている。

日本では、企業が発行する環境報告書は急速に増加しており、その記載内容も年々充実している。GRI ガイドライン等の海外の影響もあり、社会性に関する記述も含めた持続可能性報告書という形で公表する会社も増えている。冊子だけでなく Web で公表する会社も多い。

本研究は昨年度の環境経済・政策学会で発表された「日本企業の環境報告書分析 - 内容分析と規定要因 - 品部友美、東田明、大西靖、野田昭宏、國部克彦」²の分析を継承しながら、さらに新たな視点を追加して考察したものである。國部他(2001)ではある時点(2000年9月末日)までに発行された環境報告書を対象としたが、今回は 2000 年と 2001 年それぞれ 1 年間に発行されたものを対象としてそれぞれの年のデータを比較している。また、國部他(2001)では環境報告書の質的内容を規定する企業特性に関して、売上高、従業員数、ROA、広告宣伝費、浮動株比率、負債比率、業種について重回帰分析を行った。今回は環境報告書の記載内容についての分析を、発行企業の業種分けをより細かく行うなど前回よりも厳密に行った。また、前回行わなかった発行歴の有無による情報開示内容の分析や、環境省「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の影響に関する考察も行った。

本研究の目的は、日本で発行されている環境報告書の実態を明らかにすることを通じて、企業の環境に関する情報開示についてより意味ある内容が記載されるには何が必要かを整理することにある。本研究は日本の環境報告書の記載内容について、環境省「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」との関連性を詳しく検討し、対象とする環境報告書をより網羅的に収集し、経年比較を行い、発行歴等の新しい観点を入れて分析したところに意義がある。

論文の構成としては、次に続く「2.先行研究のレビュー」で前回の研究から現在までに行

¹ 「環境報告書」以外にも、環境への取り組み、環境レポート、持続可能性報告書等、様々な呼び名があるが、当該企業の環境への取り組みや実績をまとめて外部へ公表する文書で、環境関連の何らかのパフォーマンスデータが載っており、発行時期が明らかなものをここでは「環境報告書」という言葉であらわす。

² 同学会報告論文は、國部克彦、品部友美、東田明、大西靖、野田昭広、(2001)「日本企業の環境報告書分析 内容分析と規定要因」、神戸大学大学院経営学研究科ディスカッションペーパー2001・25としてまとめられ、その中心的な部分は國部他(2002b)に収録されている。以下では、この昨年度の学会で発表された研究内容を國部他(2001)と記す。

われた他研究者の研究について整理する。「3.分析対象と分析手法」では、どのような分析の枠組みで環境報告書の記載内容をデータベース化したのかを説明する。「4.環境情報開示の実態」では、環境報告書が何社から発行されているのか、業種別あるいは分析項目別にみるとどのような特徴があるか、企業規模別に分けると差異があるのか、発行歴の有無が情報開示内容にどのような影響を与えているか等を述べる。「5.環境省『環境報告書ガイドライン（2000年度版）』の影響分析」では、環境省「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」が公表された前後で各社の環境報告書にどのような変化があるのかを明らかにすることを通じて、同ガイドラインの影響力を推定する。そして「6.結論」では、何が明らかになり、何が今後の研究課題として残されたかを記す。

2.日本企業の環境情報開示に関する先行研究レビュー

日本で行われた環境報告書に関する研究には、主に環境報告書発行の規定要因を探る研究³と、環境報告書の内容に関する研究がある。ここでは本研究の目的から、環境報告書の内容に関する研究のレビューを行う。

（1）上妻義直・梅澤末美（1995）の研究

上妻・梅澤（1995）では環境報告書が注目を集め始めた1994年に環境報告書を収集し、調査を行っている。調査対象を、1992年度決算における日本の上場企業売上高上位100社とし、スクリーニングを行った結果、59社、87サンプルを分析対象としている。各種環境報告書ガイドラインに基づいて45のチェック項目を設定して対象サンプルでの記載の有無をチェックし、さらにこのデータをもとにクラスター分析を行っている。その際には大きく二つのクラスターに分類している。一つは経済団体連合会の地球環境憲章型、もう一つは通商産業省（現、経済産業省）のボランティア・プラン型である。地球環境憲章型は理念的で環境方針中心の具体性に欠けるものであるのに対し、ボランティア・プラン型は環境方針、行動指針、環境監査、情報提供等の項目を網羅したものである。

この研究では日本企業の環境報告書の内容が政府や財界のガイドラインから強く影響を受けていることが明らかにされている。

（2）環境報告書ネットワーク（2001）の研究

この研究は、環境報告書ネットワークが2001年3月から4月に、環境報告書ネットワークの会員全184組織に対して行ったアンケート調査に基づいている。全184組織中、環境報告書を作成していると回答した68組織に対して、環境報告書での記載事項を尋ねたところ、8割を超える企業が回答した項目は、「作成部署・連絡先」、「事業概要」、「報告の対象

³ 環境報告書発行の規定要因に関する研究としては、國部他(2002a)がある。

期間範囲」、「報告の対象組織範囲」、「環境方針」、「経営責任者の緒言」、「組織体制」、「環境マネジメントシステム」、「従業員教育」、「廃棄物の排出・再生利用量」、「資源エネルギーの使用量」、「社会貢献活動」であった。

逆に半数以下の企業しか回答しなかった項目は、「次年度の環境目標」、「次年度の環境行動計画」、「製造後の拡大生産者責任」、「有害化学物質の排出・移動量」、「事故等のネガティブ情報」、「サイト別の環境負荷実数データ」、「第三者レビュー」、「用語集など」、「労働・安全等社会的側面」であった。

また回答組織を製造業と非製造業に分類すると、「中期の環境目標」、「研究開発・環境配慮型設計」、「グリーン購入・調達」、「環境会計」、「環境コミュニケーション」、「温室効果ガスの排出量」といった項目は非製造業よりも製造業の方が記載している割合が高い。また非製造業では「独自の環境保全活動」の記載比率が高くなっている。

(3)(社)大阪工業会(2001)の研究

(社)大阪工業会環境推進小委員会・環境経営研究部会では、2000年8-12月に発行された165社の環境報告書の記載内容を調査、分析し、記載項目毎の業界別開示状況をパーセント表示で一覧表にしている。この研究ではGRIガイドライン(2000)の推奨記載項目を基に調査項目を策定しており、8つの大項目(報告書のスタイル、GRIガイドラインへの対応、会社概要、読み手とのコミュニケーション、環境への企業姿勢、直接的な事業活動での環境パフォーマンス、製品・サービスでの環境パフォーマンス、その他のパフォーマンス)に分けられる計155の小項目について記載の有無を調べている。

この結果、以下のことが明らかになっている。GRIガイドライン(2000)には全体の4%が準拠し、5%が参考にしている。事業所の所在地について子会社や関係会社まで記載しているものや、報告対象の範囲を明記しているものは全体の半分以下であった。読者アンケートは全体の60%以上が添付していた。第三者意見については監査法人によるものを全体の16%、個人の資格によるものが5%、NGOによるものが2%の割合でそれぞれ付けられていた。環境会計は全体の約60%が、グリーン購入については約40%が記載していた。

環境パフォーマンスについて業界別に特徴的な調査結果を記すと、建設(12社)では施工段階での廃棄物に特化した記述になっている。食品(14社)では廃棄物の排出量や容器包装物のリサイクルについての記述が充実している。化学・薬品(27社)ではレスポンスブル・ケア報告書と兼ねて公表している例が多く、化学物質管理や労働安全衛生に関する記載が充実している。機械(9社)では環境ビジネスの記載が充実している。電機(20社)はPRTRや土壌・地下水汚染について積極的に情報公開し、また製品の省エネ性能や廃棄時の回収・リサイクルシステムについての記載も充実させている。小売業(9社)や生協(10社)では、照明や空調での省エネ、包装材の使用量削減やリサイクル、廃棄物削減、物流における環境負荷削減について記述を充実し、また農薬や化学物質を使用しない食品等についても積極的に記載している。金融(3社)ではエコファンドなどの記載、電力(5社)

ではページ数の多さとエネルギーの安定供給についての記述、ガス（4社）では都市ガス3社がGRIガイドライン（2000）に準拠していること、等が特色である。

（4）河野正男（2001）の研究

河野（2001）では、2000年3月末に東京・大阪・名古屋の各証券取引所第一部上場企業1433に対して環境報告書の請求を行い、届けられた報告書218社のうち、193社（ホームページのみ開示の企業13社を含む）を分析対象とした。分析においてチェックした記載項目は、環境監査研究会・バルディーズ研究会編「環境報告書ベンチマーク（1998）」およびGRIガイドライン（2000）を参考に設定している。そして環境報告書の形式、概要、将来の課題について議論している。

ここでは本研究の課題から、概要の分析に焦点を当てる。「CEOの緒言・序文・ご挨拶」、「会社概要」、「対象期間・範囲・発行日」はいずれも全体の80%程度の環境報告書が何らかの記載をしている。「環境方針」は全社が記載している。「環境目的・目標」および「行動計画」は全体では60%程度だが、電気機器、輸送用機器では65-80%が記載している。「環境マネジメントシステム」、「環境保全体制・組織」は90%以上である。「従業員の教育・啓蒙」は全体では70%に満たないが、機械、輸送用機器、電気・ガスで80%以上が記載している。「環境に配慮した製品・サービス」は全体で80%近く、「研究開発」では約70%が記載している。「社会貢献」は80%を超える。環境パフォーマンスについては物量情報と財務情報の2つを詳細な項目として設定しており、前者は90%を超える会社が記載している一方で、後者は約50%にとどまる。

記載する会社が全体の半数に満たない項目は、「環境負荷の全体像」、「取引先・関係会社への指導・支援・要求」、「グリーン調達」、「コミュニケーションの状況」、「外部からの評価（表彰等）」、「法規制遵守」、「PRTR」、「第三者意見・検証」である。

（5）國部他(2001)の研究

國部他(2001)では、金融業を除く東京証券取引所一部上場企業のうち、2000年9月末日までに環境報告書を発行した204社を対象とし、2つの分析を行っている。1つは内容分析で、環境省「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」で記載必要事項とされている18項目に基づいて開示状況を調査している。またこの内容分析のデータを使用して、環境報告書の質を規定する要因についての分析を行っている。

内容分析の結果、開示している企業の比率が80%を超える項目は、「不要物のアウトプットに係わる環境負荷の状況およびその低減対策」、「環境マネジメントシステムの状況」、「物質・エネルギー等のインプットに係わる環境負荷の状況及びその低減対策」、「環境保全に関する経営方針・考え方」、「経営責任者緒言」、「事業概要等」、「環境に関する社会貢献活動の状況」である。一方、開示する企業が全体の半数以下の項目は、「環境に関する規制遵守の状況」、「環境負荷の全体像」、「ストック汚染、土地利用、その他の環境リスク等にか

かわる環境負荷の状況及びその低減対策」、「輸送に係わる環境負荷の状況及びその低減対策」、「環境情報開示・コミュニケーションの状況」である。

環境報告書の質の規定要因についての研究では、内容分析でチェックした 18 項目を環境報告書の評点 18 点満点とし、この点数を環境報告書の質を表す代理変数と理解し、被説明変数とする。説明変数として企業規模（従業員数または売上高）、経済的業績（ROA）、消費者関連度（広告宣伝費）、負債依存度（負債比率）、資本市場依存度（浮動株比率）、業種を用い、重回帰分析を行っている。その結果、企業規模と消費者関連度が環境報告書の質に 1%水準で優位なプラスの影響を及ぼすことが示されたが、その他に、環境報告書の質に優位な影響を及ぼす変数はなかった。つまり、企業規模が大きく、消費者関連度の高い企業ほど、環境報告書の質が高いということが示された。

以上、環境報告書の内容分析に関する先行研究を見てきたが、まだ議論されていない問題がいくつかある。一つは時系列における環境報告書の質の変化を調べた研究がほとんど無いことである。上妻・梅澤（1995）は時系列を考慮した研究であるが、この研究が発表されて 7 年が経ち、その間に環境報告書の状況が大きく変化したことを考えれば、現時点で環境報告書の時系列での変化を調べる意義は大きい。また上で紹介した研究はいずれも環境省「環境報告書ガイドライン（2000 年度版）」が公表される以前の環境報告書を対象とした研究である。したがって同ガイドライン公表以後に発行された環境報告書を分析対象とすることで、同ガイドラインの影響を調べる必要がある。

これらの論点について一定の答えを出すことは、本研究の大きな目的である。

3.分析対象と分析手法

(1) 分析対象

本研究では、東京証券取引所一部上場企業（2001 年 6 月現在）1474 社から、2000 年 1 月 - 12 月および 2001 年 1 月 - 12 月に発行された環境報告書を対象とした⁴。2000 年発行分では 236 社、2001 年発行分では 297 社の環境報告書である。なお、環境報告書の定義としては、当該企業の環境への取り組みや実績をまとめて外部へ公表する文書で、次の 2 点を満たすものとした。

環境関連の何らかのパフォーマンスデータが載っていること。

発行時期が記載されているか、あるいは何年に発行されたかが明確に推定されること。

また冊子であれ Web での公開であれ、「環境報告書」「環境レポート」「持続可能性報告書」

⁴ 2001 年 3 月に日本製紙（株）と大昭和製紙（株）が統合され、（株）日本ユニパックホールディングが設立されたが、その後も前 2 社の環境報告書がそれぞれ別個に発行されていることから、2 社として扱うこととした。

「環境への取り組み」等、どのような表現のものであれ、上記の内容を満たすものを分析対象とした。

については、物質・エネルギー等に係る環境負荷の状況やその低減対策について、何らかの数値データが記されていることを判断基準とした。

については発行時期が記載されていない場合、2000年あるいは2001年に発行されたことが明確に推定されるかどうかで、分析対象か否かを判別した。以下の項目が満たされた場合、分析対象に入れた。

- ・ 緒言に年月が記してある
- ・ 挨拶状に年月が記してある
- ・ 添付されているアンケート用紙に年月が記してある
- ・ 表紙等に明らかに発行時期と思われる数字（2000.10. 等）が記してある
- ・ 報告書の対象期間、あるいは記載項目のひとつである環境会計の対象期間が明確にされている
- ・ 会社概要等の記載に「・・・年・・・月現在」が記されている

なお、環境報告書の収集方法としては、2000年発行分については前回の研究の対象から、2000年1-12月発行分をピックアップするとともに、神戸大学國部研究室および（財）地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センターが収集した環境報告書から2000年1-12月発行分を選び出した。2001年分については新たにIGES関西研究センターが全上場企業2525社（2001年8月現在）あてに2001年9月に環境報告書送付依頼を発送して収集したもののなかから、2001年1月以降12月末日までに発行されたものを対象とした。2001年12月頃までに発行すると回答を寄せた企業には再度その頃に電話で送付依頼をした。

また分析対象の企業の業種分けは、証券コード協議会による業種分類の「中分類」を基本にしつつ、発行企業数が著しく少なくかつ特性の似通った業種を新たな業種分類でまとめなおした（**図表1**参照）。このうち、「陸海空運」とは「陸運業」「海運業」「空運業」、「サービス・通信」とは「サービス業」「通信業」、「金融・保険」とは「銀行業」「証券、商品先物取引業」「保険業」をそれぞれまとめたものである。今回は業種毎の記載状況について調べることを特に研究目的として据えており、母数をそろえるために特性が異なる業種をまとめることはしなかった。その結果得られた24業種を分析の基本的な枠組みとする。

ただし業種毎の開示状況の比較（4.（2）業種別比較）や、環境省「環境報告書ガイドライン（2000年版）」の「第3章 環境報告書に何を記載するか」で記載が必要とされている18項目別の業種毎の開示状況分析（4.（3）項目別比較）にあたっては、環境報告書発行企業数が2000年および2001年で5社に満たない「石油・石炭」「ゴム製品」「サービス・通信」「不動産」については対象から除外した。さらに、サービス系業種である「陸海空運」「卸売業」「小売業」「金融・保険」（「サービス・通信」「不動産」は前述により既に除外）についても、環境開示項目がそれ以外の業種に比べて少ないと考えられることから、分析対象から除外した。その結果、それ以外の「建設」「食料品」「繊維製品」「パルプ・紙」「化

学」「医薬品」「ガラス・土石製品」「鉄鋼」「非鉄金属」「金属製品」「機械」「電気製品」「輸送用機器」「精密機器」「その他製品」「電力・ガス」の 16 業種を業種別比較と項目別比較の対象とした。

(2) 分析手法⁵

チェックシートを作成し、個々のチェック項目についての分析基準(「環境報告書コンテンツアナリシスのための評価基準」)も同時に作成した。チェックシートも分析基準も、國部他(2001)のものを母体としつつ網羅性を高めてより詳細なものにした。チェック項目は環境省「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の「第3章 環境報告書に何を記載するか」で必要とされている18項目を細分化して51細目にし、それにダイオキシンの記述に関する2細目、第三者意見書に関する2細目、GRIガイドラインの経済性・社会性に関する2細目を加えて全57細目とした。

対象とする環境報告書の記載項目をこの57細目のチェックシートに従って明らかにし、記載されているか、されていないかで各項目別にデータベース化を行った。分析作業には、今回の研究参画者全員が手分けしてあたった。分析の判断基準に主観が混じるのを避けるため内容分析の手法に準拠し、すべての分析対象が複数の分析者によってチェックされるようにした。なお、本研究では環境報告書の「開示度」として以下を定義して使用する。

個々の環境報告書の開示度(%) = (記載している細目数 / 57) × 100

⁵ 巻末の「資料1. チェックシート」「資料2. 環境報告書コンテンツアナリシスのための評価基準」参照。ここでの18項目とは環境省「環境報告書ガイドライン(2000年版)」の第3章「環境報告書に何を記載するか」の「2. 基本的項目」の中で記載が望ましいとされ点線で囲まれた18項目をさし、ガイドラインで記載されている順番に - まで番号を付す。今回の研究で使用したチェックシートには、18項目の中で、項目を複数に細分化して記載状況を分析したものもある。「環境マネジメントシステムの状況」、「環境負荷の全体像」、「物質・エネルギー等のインプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策」、「不要物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策」、「輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策」である。18項目における各項目の開示度を算出する際には、それらについては各項目に属する細目の平均スコアを採用した。なお、 と の細目にはそれぞれ「水に関する記述」「廃棄物に関する記述」を含んでいたが、他の細目とダブルカウントする要素が強いため と の開示度の算出対象からはずした。 では「ダイオキシンに関する記述」に関する2細目も含んでいたが、環境省「環境報告書ガイドライン(2000年版)」の に該当する個所では例示されていないため、 の開示度の算出対象からはずした。なお個々の環境報告書の開示度は18項目だけでなく「水に関する記述」「廃棄物に関する記述」「ダイオキシンに関する記述」および第三者意見書に関する細目、GRIガイドラインの経済性・社会性に関する細目をすべて含んだ57細目を対象に算出した。

$$\text{各業種の開示度 (\%)} = \frac{\sum_{i=1,n} (\text{個々の環境報告書の開示度})}{n}$$

(n = 各業種に含まれる企業数)

なお本来、環境報告書における記載内容を分析する際には、記載項目以外にも、記載の程度、記載の形式等、様々な分析の観点がありえる。本研究では記載項目を調べることに研究の枠組みを絞っている。

4.環境情報開示の実態

(1)発行状況

東京証券取引所一部上場企業（2001年6月現在）1474社における環境報告書の発行企業数は、2000年1月 - 12月発行分は236社(16%)、2001年1月 - 12月発行分は297社(20%)となっている。

なお、2001年9月以降に環境報告書送付依頼を各社に送付した際、冊子になった環境報告書を発行していない会社を対象に発行予定を尋ねるアンケートを添付した。その結果、冊子になった環境報告書を発行していないと回答した企業は249社あり、そのうちWeb上でのみ発行していると回答した企業は15社（297社の内数）あった。環境報告書を作成していないとしてアンケートを返送した企業は234社あり、その内訳は「作成予定あり」が87社、「作成予定なし」が147社であった。

2000年1月 - 12月発行分から2001年1月 - 12月発行分にかけて、環境報告書発行企業数が297 - 236 = 61社増えており、しかも2001年実施のアンケートで作成していない企業のうち87社が作成予定であると回答としている。このことから、環境報告書を作成する企業は今後も堅調に増えることが予想される。その一方で東証1部上場企業数に占める発行企業数の割合がまだ20%であることや、今回の調査は2001年2月の環境省「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」を挟んで行われたものであり発行企業数が増加するのは言わば自然とも考えられることから、発行企業の増加促進策は今後も課題である。環境省の平成13年度「環境にやさしい企業行動調査」によれば、回答した2898社のうち環境報告書を作成していない1867社はその理由として「環境報告書の作成の必要性を感じないため」(595社、32.0%)、「環境報告書を作成するための費用と人員が不足しているため」(450社、24.2%)に続いて「環境報告書に掲載すべき情報がわからない」(389社、20.9%)を挙げている。ガイドライン等による、記載事項に関する情報提供の必要度は高い。

次に本研究で分析対象としている24業種において、上場企業数に対する発行企業数の割合が高い業種を5業種挙げる⁶と以下ようになる。

⁶ いずれも2001年のデータ。

発行企業数の割合が高い業種

電力・ガス	86%
パルプ・紙	56%
ガラス・土石製品	44%
ゴム製品	40%
非鉄金属	36%

逆に発行企業数の割合が低い業種は以下のとおりである。

機械	13%
不動産	8%
卸売業	5%
金融・保険	4%
サービス・通信	4%

図表 1 (業種別 環境報告書発行企業数)

図表 2 (業種別 環境報告書開示度)

(2)業種別比較

24 業種毎の環境報告書発行企業数を図表 1 に、24 業種毎の開示度を図表 2 に示した。

この開示度を全発行企業についてみると図表 2 の合計欄のとおり、2000 年には 51%であったのが、2001 年には 57%になっている。これは全体として、2000 年に発行された環境報告書よりも 2001 年に発行されたものの方が、記載項目が増えていることを示している。

また「3.(1)分析対象」で記した 16 業種毎の特徴を 2001 年発行分に関してみると、開示度が高いのは以下の業種である。

電力・ガス	72%
輸送用機器	65%
その他製品	64%
電気機器	60%
ガラス・土石製品	60%

電力・ガスは 2000 年においては 57%であったのが、2001 年においては 72%に大きく開示度を上げていることが注目される。

逆に 2001 年において開示度合いが低い業種は以下のとおりである。

繊維製品	56%
非鉄金属	55%
機械	54%
パルプ・紙	53%
建設	44%

最終消費者との関連度が高い「輸送用機器」「電力・ガス」「電気機器」等の業種の開示度は高く、逆に最終消費者との関連度が比較的低いと考えられる「非鉄金属」「パルプ・紙」等の業種の開示度は低いことがうかがえる。

(3)項目別比較

環境省「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の「第3章 環境報告書に何を記載するか」で必要とされている18項目別に、2001年における全発行企業の開示度の特徴を以下に記す。

全発行企業の90%以上が記載している項目は以下のとおりである。

環境保全に関する経営方針・考え方	99%
経営責任者緒言	97%
事業エリアの下流での環境負荷の状況及びその低減対策	95%
事業概要等	93%
環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計等の研究開発の状況	92%
環境に関する社会貢献活動の状況	92%

一方、全発行企業の半数以下しか記載しなかった項目は以下のとおりである。

輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策	44%
環境負荷の全体像	40%
物質・エネルギー等のインプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策	35%
ストック汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策	33%

なお、「環境負荷の全体像」は2000年には22%の企業しか開示していなかったのが、2001年には40%の企業が開示するようになっている。「ストック汚染・・・」は2000年には20%の企業しか開示しなかったのが、2001年には33%の企業が開示するようになった。全発行企業の半数以下しか記載しなかった項目は、「輸送に係る環境負荷」「環境負荷の全体像」のようにデータの収集において困難さが伴うものや、「物質・エネルギー等のインプット」のように生産工程のあり方に関わる項目、「ストック汚染・・・」のように企業にネガティブなイメージを与えうる項目である。これら開示が進みにくい項目についてどのように記載を求めていくかは、環境情報開示を進める政策における課題である。

なお、『事業者の環境パフォーマンス指標(2000年度版)』の試行に係る事業調査報告書(環境省 2002年3月)では、試行事業参加企業21社によって開示が進んでいない項目が挙げており、その中で「輸送に伴うNOx排出量」について7社が「データを算定することは、困難又は不可能」と回答している(p.14)。これはデータ収集に困難さを伴い、開示度が高まりにくい項目であることを示唆している。

次に、「3.(1)分析対象」で記した16業種を対象とした各業種の18項目毎の開示度を

図表3、図表4に示す。

図表3（項目別比較（16業種別）2000年）

図表4（項目別比較（16業種別）2001年）

これらのグラフから、以下の項目について業種間格差が強いことがわかる。各項目について、2001年における最高と最低の開示度を示した業種名も挙げる。

報告に当たっての基本的要件（対象組織・期間・分野、作成部署・連絡先）

最高：その他製品（100%） 最低：金属製品（50%）

環境に関する規制遵守の状況 最高：輸送用機器（89%） 最低：パルプ・紙（22%）

事業エリアの上流（製品・サービス等の購入）での環境負荷の状況及びその低減対策

最高：医薬品、その他製品（100%） 最低：パルプ・紙（22%）

輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策

最高：電気・ガス（83%） 最低：パルプ・紙（6%）

これらの項目が業種によって開示度に差があるのは、 と はパフォーマンスデータと直接的に関係しない項目であり、 と は会社によっては自社と無関係だと判断しがちな項目であることが一因ではなかろうか。

先ほども引いた「『事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）』の試行に係る事業調査報告書」（環境省 2002年3月）の、試行事業参加企業21社によって開示が進んでいない項目の中で、「低公害車、低燃費車の導入台数又は比率」について4社が「自社の業種・業態には該当しない」と回答している（p.14）。 が会社によっては自社と無関係だと判断されがちなこと、そのために業種間で開示度に差がつきやすいことを裏付けている。

（4）規模別比較

2000年発行の環境報告書234社、2001年発行の環境報告書295社を対象⁷に、発行企業の規模をもとにグループ分けし、グループ間での開示度を比較した。企業規模は、2000年9月から2001年8月までの各社の決算時点における連結売上高を用いた⁸。事業活動に伴う環境負荷の性質や大きさは業種によって異なることから、分析はそれぞれの年における環境報告書発行企業を製造業系⁹と非製造業系¹⁰に分けて行った。各年毎に製造業系（2000年は197社、2001年は255社）は4つ（規模の大きいものから順に、それぞ

⁷（株）日本ユニパックホールディング（日本製紙（株）と大昭和製紙（株））を対象から除いた。

⁸ 連結従業員数でも分析したが、売上高による分析結果と概ね同じであった。

⁹ 「建設」「食料品」「繊維製品」「パルプ・紙」「化学」「医薬品」「石油・石炭」「ゴム製品」「ガラス・土石製品」「鉄鋼」「非鉄金属」「金属製品」「機械」「電気機器」「輸送用機器」「精密機器」「その他製品」「電気・ガス業」の18業種

¹⁰ 「陸・海・空運業」「通信・サービス業」「卸売業」「小売業」「金融・保険業」「不動産業」の6業種

れ均等企業数ずつクラス、 、 、)、非製造業系(2000年は37社、2001年は40社)は3つのクラス(製造業と同様に、クラス、 、)に分けた。

2000年と2001年における製造業系の企業規模別開示度のグラフをそれぞれ図表5、図表6に示す。

図表5(規模別比較(売上高・製造業系)2000年)

図表6(規模別比較(売上高・製造業系)2001年)

2001年発行の製造業系の環境報告書に関して、各グループの平均開示度はクラス68.1%、クラス56.3%、クラス55.7%、クラス51.9%であり、企業規模が大きいほど開示度が高い結果となった。2000年の各クラスの平均開示度はクラス62.6%、クラス53.7%、クラス48.4%、クラス47.9%であった。いずれのクラスでも2001年は向上しており、全体的に環境情報開示は充実している。

一方で、企業規模が大きいほど開示度が高い項目は、2000年の4項目¹¹から2001年では8項目¹²に増えている。また企業規模が大きいほど開示度が高く、かつクラスとクラスの開示度の差が25%以上ある項目は2000年にはなかったが、2001年は3項目(報告に当たっての基本的要件、環境負荷の全体像、ストック汚染・土地利用・その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策)あった。これらの項目は2000年に比べて、クラスの開示度が大きく向上し、またクラス間の開示度の開きも大きくなっている。これは企業規模が大きいほど開示度が高い傾向が強まっていることを示している。その理由としては、は環境報告書の様式を整えることへのインセンティブが大企業ほど働いたこと、については既に情報収集システムが整備されている大企業ほどより早く対応できたこと、についてはストック汚染に関する問題が近年増えている中で情報公開の必要性を大企業ほど意識したこと、などが考えられる。なお、物質・エネルギー等のインプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策については、いずれのクラスにおいても開示度が50%以下と低く、2000年発行の環境報告書と比較しても開示度の向上はわずかであった。

2001年の非製造業系の環境報告書に関しても、各グループの平均開示度はクラス49.5%、クラス45.2%、クラス44.0%で、企業規模が大きいほど開示度が高い結果となった。2000年の各クラスの平均開示度は44.0%、42.8%、37.2%であった。いずれのクラスでも2001年は向上しており、全体的に環境情報開示は充実している。ただし非製造業系に

¹¹ 報告に当たっての基本的要件、環境情報開示・環境コミュニケーションの状況、環境負荷の全体像、物質・エネルギー等のインプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

¹² 経営責任者の緒言、報告に当たっての基本的要件、事業概要等、環境会計情報の総括、環境に関する社会貢献活動の状況、環境負荷の全体像、事業エリア上流での環境負荷の状況及びその低減対策、ストック汚染・土地利用・その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策

関しては企業規模が大きいほど開示度が高い項目が 2000 年の 6 項目¹³から 2001 年には 4 項目¹⁴に減っており、製造業系とは反対に企業規模と開示度の関係は弱まっているといえる。ただし 2001 年の 4 項目のうち、環境会計情報の総括と、環境に関する規制遵守の状況はいずれもクラス と の間で 25%以上の開示度の差がある。また、環境に関する規制遵守の 2001 年の開示度を 2000 年と比較すると、クラス はあまり変化していないがクラス と で 35%程度向上している。これは法規制遵守に関わる情報開示が企業規模の別なく取り組まれたことを示しており、またこの項目について環境省「環境報告書ガイドライン(2000 年度版)」による環境報告書の標準化が進んだ結果ともいえる。

図表 7 (規模別比較(売上高・非製造業系) 2001 年)

なお、非製造業系は規模別のクラス間で業種の偏りが見られるため¹⁵、非製造業系の大部分を占める商業系(小売業と卸売業)(2001 年、2000 年とも 22 社)についても同様の分析を行った。その結果、商業系の平均開示度は 2001 年においてはクラス 45.2%、クラス 44.4%、クラス 45.1%であり、2000 年においてはクラス 37.5%、クラス 40.4%、クラス 41.4%であった。商業系に関しては、企業規模は開示度に影響しているとはいえない。また、2001 年の各クラスにおける平均開示度が均一化したことから、環境省「環境報告書ガイドライン(2000 年度版)」による情報開示の標準化が商業系には強く作用したといえる。

2001 年の商業系の開示度を項目別にみると、技術・製品・サービスの環境適合設計(DfE)等の研究開発の状況、は企業規模が大きいほど開示度が高く、クラス とクラス の開示度の開きは 40%以上ある。一方、環境負荷の全体像、輸送にかかる環境負荷の状況及びその低減対策は、企業規模が小さいほど開示度が高く、クラス とクラス の開きは 40%前後ある。特に、環境負荷の全体像に関してクラス の開示度は 12.5%と非常に低い値となっている。これは、クラス に総合商社が多く属しており¹⁶、多様な事業を行っている会社にとって事業活動の投入物質やその量の把握が困難なためと考えられる。なお の開示度はいずれのクラスでも 50%を下回っている。全てのクラスで開示度が 50%を下回る項目は他に、物質・エネルギー等のインプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策、不要物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策、ストック汚染・土地利用・その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策がある。

¹³ 報告に当たっての基本的要件、環境保全に関する目標・計画及び実績等の総括、環境会計情報の総括、環境マネジメントシステムの状況、事業エリア上流での環境負荷の状況及びその低減対策、不要物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

¹⁴ 環境会計情報の総括、環境に関する規制遵守の状況、物質・エネルギー等のインプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策、不要物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

¹⁵ クラス の約 3 分の 1 を陸海空運業が占め、クラス の 8 割以上が小売業であった。

¹⁶ クラス 9 社の中に、三菱商事(株)、伊藤忠商事(株)、住友商事(株)、(株)トーメンの 4 社が含まれる。

(5)発行歴の有無による比較

2000年、2001年それぞれの年に発行された環境報告書について、初めてその年に環境報告書を発行した企業（初発行企業）と、それ以前に発行したところ（発行歴のある企業）に分けて分析した。

2000年に環境報告書を発行した236社のうち、初発行企業は79社、それ以前に発行歴があるのは157社であった。2000年の初発行企業79社の平均開示度は49%であったのに対し、2000年以前に発行歴のある157社の平均開示度は53%であった。

2001年に環境報告書を発行した297社のうち、初発行企業は56社、それ以前に発行歴があるのは241社であった。2001年の初発行企業56社の平均開示度は49%であったのに対し、2001年以前に発行歴のある241社の平均開示度は58%であった。

以上から、以前に発行歴がある企業の環境報告書の方が、初発行企業よりも開示度が高い、すなわち環境に関する多くの項目について情報を開示していることがわかった。

図表8（発行歴の有無による比較 2000年）

図表9（発行歴の有無による比較 2001年）

18項目別にみても、ほとんどの項目で2000年、2001年とも、その年以前に発行歴のある企業の方が初発行企業よりも開示度が高いことがわかった。特に2001年発行分において、初発行企業の開示度を発行歴ある企業の開示度が大幅に上回る項目を記す。項目名の後ろに、初発行企業の開示度と、発行歴ある企業の開示度を順に示す。

環境会計情報の総括	63%、88%
輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策	28%、47%
環境に関する規制遵守の状況	54%、68%
環境負荷の全体像	29%、42%
不要物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策	45%、56%

これらの項目はデータ収集システムの構築が開示の前提となるものであり、初発行企業には難しい項目といえる。発行歴ある企業の開示度が初発行企業より高いのは理解しやすい。

逆に2001年発行分において発行歴ある企業の開示度は初発行企業より下回る項目は、以下のとおりである。

経営責任者緒言	100%、96%
環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計等の研究開発の状況	95%、91%
環境保全に関する経営方針・考え方	100%、99%
事業エリアの下流での環境負荷の状況及びその低減対策	95%、95%

これらの項目のうち 以外は、データ収集システムが構築されていなくても開示できる

項目である。そのため発行歴によって差が出にくい項目と考えられる。

5. 環境省「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の影響分析

同ガイドラインは2001年2月に発行されている。同ガイドラインの影響を受けていない2000年に発行された環境報告書(全236社)と、影響を受けた可能性のある2001年5-12月に発行された環境報告書(全281社)とを比較する。

全体としての開示度は2000年発行分の51%から、2001年(5-12月)発行分の57%に増加している。環境省「環境報告書ガイドライン(2000年版)」が発行されたことによって、各社の環境報告書記載事項の増加が促進されたと推定される。

図表10(2000年発行分と2001年(5-12月)発行分の比較)

が96%から94%に減っている以外は、すべての項目で開示度が増加している。中でも10%以上増えたのは以下の項目である。

環境負荷の全体像	19%増
報告に当たっての基本的要件	18%増
ストック汚染・土地利用・その他の環境リスク等に係る環境負荷	15%増
環境情報開示、環境コミュニケーションの状況	14%増
事業エリアの上流での環境負荷の状況及びその低減対策	14%増

環境省「環境報告書ガイドライン(2000年版)」の発行が各社の環境報告書における記載事項増加に寄与したことを証明するために、これらの項目について同ガイドラインおよび企業の環境報告書に影響を与えうる他のガイドラインにおける記述を比較する。比較するガイドラインは以下のとおりである。

- ・環境省「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の「第3章 環境報告書に何を記載するか」(全27ページ)
- ・社団法人 全国環境保全推進連合会(監修 環境庁)「環境報告書作成ガイドライン よくわかる環境報告書の作り方 1997年6月(以下、「環境報告書作成ガイドライン(1997)」と記す)の「第2章 2.実際に環境報告書を作成してみよう」(全28ページ)
- ・経済産業省「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」(2001年6月発行)(以下、「経産省ガイドライン」と記す)の「.環境レポートガイドライン(ステークホルダーグループ別)」(全30ページ)

環境省「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」が発行される前は、日本においては「環境報告書作成ガイドライン(1997)」が広く企業の環境担当部署に参照されていた。また、環境省「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」が2001年2月に発行されたすぐ後に、「経産省ガイドライン」が発行されている。環境省「環境報告書ガイドライン(2000

年度版)」による企業の環境報告書の記載内容への影響を考察するには、他二者の影響を考える必要がある。

なお、これら三つのガイドラインにおける記載すべき項目は、本来は単純に比較できるものではない。「環境報告書作成ガイドライン(1997)」では実際の環境報告書の例を転載しているのに対し、「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」ではそうはせずに項目によっては「業態により重要となる記載内容」という表を掲載している。「経産省ガイドライン」は記載すべき項目を挙げてそれらへの各ステークホルダーのニーズを記している。今回はあくまで各社の環境報告書への「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の影響力を推定するための試みとして、2000年発行分から2001年(5-12月)分にかけて各社の環境報告書での開示が顕著に増えた5つの項目(18項目の中の)について三ガイドラインの記載内容およびその分量を比較してみる。

報告に当たっての基本的要件

「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」では p.29 で2分の1ページ以上にわたって記されている。「環境報告書作成ガイドライン(1997)」では p.9 「環境報告書の作成部署及び連絡先」および p.11 「報告書の対象とした期間、次回の発行予定」が対応する。それぞれ1ページずつ割かれているが、環境報告書の実例以外の記載は合わせて3分の1ページ以下である。「経産省ガイドライン」では、pp.22-23 に1.5ページにわたって記されている「環境レポートの基本情報」が相当する。

この項目について各社の環境報告書の開示が進んだ理由のひとつとして「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の影響は推定されるが、それが2001年(5-12月)分で開示が増えた要因であるとは言い切れない。

環境情報開示、環境コミュニケーションの状況

「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」では pp.34-35 で約2分の1ページにわたって記されている。あくまで環境に関するコミュニケーションの状況に関する記載とされており、具体例としては「環境報告書、環境ラベル等」「調査の実施、地域住民との懇談会、定期的な訪問や報告、取引先との懇談会、ニュースレターなど」とされている。「環境報告書作成ガイドライン(1997)」では p.10 「環境報告書の他に外部に公表、配布している資料の一覧」が対応すると考えられる。実例を合わせて1ページが割かれているが、実例以外の記載は5分の1ページ以下である。ただしここでは「環境問題に限らず、どのような情報を公開しているのかを明らかにすること」とされ「具体的には、会社案内、有価証券報告書、環境対策のパンフレット、技術パンフレット、従業員向けマニュアル等」と例示されており、「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」とは内容が必ずしも一致しない。例えば環境に関する地域住民への説明会の実施状況などは「環境報告書作成ガイドライン(1997)」では該当しないが、「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」では該当することになる。「経産省ガイドライン」では pp.44-45 に1ページ強、記されている「環境コミュニケーション」が と内容的にほぼ一致する。

この項目に関しては類似した内容が「環境報告書作成ガイドライン(1997)」でも示されていたとはいえ、「環境情報開示、環境コミュニケーションの状況」という項目としてガイドラインで提示されたのは「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」が最初といえよう。ただし「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」が影響を与えた結果、記載する環境報告書が増加したと推定されるものの、「経産省ガイドライン」の影響も考えられる。

環境負荷の全体像

「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」ではp.36に約3分の1ページを割いて記されている。「環境報告書作成ガイドライン(1997)」では個別の項目としては挙げられていない。ただし、「環境負荷の低減に向けた取組」の「全体的取り組み」としてpp.26 - 30に挙げられている事例の中に、これに類する内容が散見しうる。「経産省ガイドライン」ではp.28に記されている「事業活動と環境との関わり」がこれに相当する。

この項目に関しては、ガイドラインで記載すべき項目として挙げられたのは「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」が最初といえよう。ただし「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」が影響を与えた結果、記載する環境報告書が増加したと推定されるものの、「経産省ガイドライン」の影響も考えられる。

事業エリアの上流(製品・サービス等の購入)での環境負荷の状況及びその低減対策

「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」ではpp.39 - 40に1ページにわたって記載されている。「環境報告書作成ガイドライン(1997)」ではグリーン購入等を記載すべきとする記述はなく、わずかに「環境負荷の低減に向けた取組」の「オフィスでの取組」の事例の中に類する記載が見えるのみである。この項目に関しては、ガイドラインで記載すべき項目として挙げられたのは、「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」が最初といえよう。「経産省ガイドライン」では該当する項目は見当たらない。

この項目を記載する環境報告書が増加したのは、「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の影響が大きいと考えられる。

ストック汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策

「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」ではpp.51 - 52に約1ページにわたって記載されている。「環境報告書作成ガイドライン(1997)」では、これについて言及した個所は見当たらない。この項目に関しては、ガイドラインで記載すべき項目として挙げられたのは「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」が最初である。「経産省ガイドライン」では該当する項目が見当たらない。

この項目を記載する環境報告書が増加したのは、「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の影響が大きいと考えられる。

以上の結果、2000年発行分から2001年(5 - 12月)発行分にかけて扱いが顕著に増えた5つの項目のうち、「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の影響が大きいと考えられる項目が二つ()あり、同ガイドラインの影響が大きいと推定されるものの「経産

省ガイドライン」の影響も考えられる項目が二つ（ ）あり、同ガイドラインの影響について明らかではない項目が一つ（ ）あることがわかった。「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」が企業各社の環境報告書の開示項目に与える影響力は、かなりの程度あることが明らかとなった。

6．結論

東証1部上場企業で2000年、2001年に発行されている環境報告書を分析した結果、以下のことがわかった。

約20%の企業が環境報告書を発行しており、その数は今後も増加が予想される。各業種別に記載項目の多さという意味での開示度を調べたところ、最終消費者との関連度が高い業種が開示度も高い。記載項目毎に業種毎の開示度を調べたところ、報告に当たっての基本的要件、環境に関する規制遵守の状況、輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策、などにおいて業種間格差が見られる。企業規模別に開示度を調べたところ、特に製造業系の企業においては規模の大きいところほど開示度が高い一方で、非製造業系では必ずしもそうではないことが確認された。発行された環境報告書がその年に初めて発行されたものか、それより以前にも発行されていたかで記載項目の多さを分析したところ、以前にも発行していた企業の環境報告書の方が開示度は高い。また、環境省「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」は、企業各社の環境報告書の記載項目充実に大きな影響力があったことが明らかになった。全体として見れば、環境報告書の発行企業数は増えているとはいえ東証1部上場企業の中で過半数を占めるにはまだまだ時間がかかると予想される一方で、既に発行されている環境報告書の開示度は確実に上がっている。

環境省「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」は今後も環境情報開示の促進政策の中で、環境報告書ガイドラインは中心的な役割を担うであろう。ガイドラインがより効果的に企業の環境情報開示を促進させるために、以下のことが考慮に値しよう。

一点目は、最終消費者との関連度が高い業種とそうでない業種等の業種特性を踏まえた説明を、記載が望まれる項目毎に行うことである。業種毎にどのような記載事項が必要かを明確にするのは、読み手のニーズを満たすための動きであり、企業の環境担当部署にとっても何の記載が望まれているかがはっきりわかるという意味で朗報であろう¹⁷。現在のようすべての業種を対象としたガイドラインにおいて、各業種で特に記載が求められる項目はどれかをより明確にすることがまず必要であろう。

この点に関しては、環境省「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」の「第3章 環境報告書に何を記載するか」で必要とされている18項目についての説明の中で、項目によっ

¹⁷ 業種別にガイドラインを細分化させることの弊害にも留意する必要がある。例えば、業種を超えて環境報告書の記載内容を比較する際の障壁を増やし、環境経営度比較を複雑にする危険性が考えられる。

では「業態により重要となる記載内容」という表が用意され、記載すべき業態の例示もなされている。さらに、同ガイドラインが2001年2月に公表された直後の2001年6月に、経済産業省「ステークホルダー重視による環境レポーティングガイドライン2001」が公表された。これは記載項目毎に、取引先や金融機関、地域住民といった読み手にとっての重要性を示すとともに、「業種別重点的記載事項」の例示も行っている。こうした、ガイドラインにおける業種特性への対応の工夫が、今後必要であろう。

二点目は、企業規模の別や発行歴の有無への対応である。規模の小さい企業や、初発行企業の環境報告書の記載内容は、比較的の開示度が低いことが本研究で明らかになった。そこで、ガイドラインで記載が望まれる項目の説明を行う際に、特に記載が望まれる項目と、できれば記載が望ましい項目とに分けることが、効果的な環境情報開示をもたらすと考えられる。規模の小さい企業や初発行企業が最低限何を記載すればよいかを明確に知ることができれば、情報開示媒体としてより意味ある環境報告書の作成が期待できよう。例えば「4.(4)規模別比較」では特に製造業系の企業において企業規模が大きいほど顕著に開示度が高い項目として、報告に当たっての基本的要件、環境負荷の全体像、ストック汚染・土地利用・その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策、等が明らかになった。「4.(5)発行歴の有無による比較」では発行歴ある企業の開示度が初発行企業の開示度を大幅に上回る項目として、環境会計情報の総括、輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策、環境に関する規制遵守の状況、環境負荷の全体像(事業活動のライフサイクル全体を踏まえた把握・評価)、不要物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策、が明らかになった。これら企業の規模や発行歴によって開示度に差がある項目について、どのような企業にとっても開示が必要なのか、データ収集等のシステムが構築したうえでないと開示できない項目なのか等、優先度ないしは時間的な順序等、何らかの指針が示すことが検討に値しよう。

この点に関しても、必ずしも企業規模や発行歴に関連させているわけでないが、環境省「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の記載が求められている18項目毎に、「重要な記載内容」「可能であれば記載することが望ましい内容」が例示されている。確かにこれで、それぞれの項目の中で何が特に必要なのかわかる。しかし18項目間での優先度は示されていない。例えば 経営責任者緒言と 報告に当たっての基本的要件、はすべての企業によって明示される必要のある項目と考えられるが、どの企業においても記載が望まれる項目は何かを明確にすることは、情報開示媒体としてより意味ある環境報告書の作成促進に役立つのではなからうか。

本研究では環境省「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」で記載が望ましいとされている18項目を基に57細目のチェックシートを作成し、各社の環境報告書の記載内容について「記載している」「記載していない」の二つで分析を行い、データベースを作成した。これら57細目については業種によっては本来、記載できない項目があると考えられるため、「記載している」「記載していない」に加えて「No Answer(記載できない)」を加えるこ

とによって、より正確な分析データが得られる。ただしそれにはガイドラインで記載が必要とされる項目毎に、それぞれの業種において記載ができるかどうかを峻別する必要がある。それは項目毎に、各業種でどのような記載事項が必要かをより詳細に明らかにする作業でもある。また、規模の小さい企業や初発行企業が最低限何を記載すればよいかという点を視野に、環境報告書の多様な発行者、およびその読者のニーズや背景等を詳しく探ることは、ガイドラインの改訂等、効果的な環境政策の検討には不可欠である。以上が今後の研究課題である。

<参考文献>

ACCA (2001) *Environmental, Social and Sustainability Reporting on the World Wide Web : A Guide to Best Practice*

UK DETR (1999) *Environmental Reporting guidelines for company reporting on greenhouse gas Emissions*

UK DETR (2000) *Environmental Reporting Guidelines for Company Reporting on Waste*

UK DEFRA (2001) *Environmental Reporting General Guidelines*

GRI (2000) *Sustainability Reporting Guidelines on Economic, Environmental, and Social Performance*

GRI (2002) *Sustainability Reporting Guidelines*

MOE KOREA (2002) *Environmental Reporting Guidelines*

大阪工業会環境推進小委員会 環境経営研究部会 (2001)「環境経営に関する動向 環境報告書・環境会計・グリーン調達・企業評価」, 第1章 pp.41 - 63

河野正男(2001)、「環境報告書の現状と課題」, 『横浜経営研究』, 第21巻第4号、pp.17-33.

環境省(2001)「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」

環境省(2001)「事業者の環境パフォーマンス指標(2000年度版)」

環境省(2002)「『事業者の環境パフォーマンス指標(2000年度版)』の試行に係る事業調査報告書」

環境報告書ネットワーク(2001)「2000年度環境報告書ネットワーク研究活動報告書」環境報告書ネットワーク、第1章 pp. 4 - 145

経済産業省(2001)「ステークホルダー重視による環境レポーティングガイドライン2001」

上妻義直・梅澤末美(1995)「わが国企業の環境報告書分析」, 『上智経済論集』, 第40巻第2号 pp.1-18.

國部克彦、品部友美、東田明、大西靖、野田昭広、(2001)「日本企業の環境報告書分析 内容分析と規定要因」, 神戸大学ディスカッションペーパー2001・25

國部克彦、野田昭宏、大西靖、品部友美、東田明、(2002a)「日本企業による環境情報開示の規定要因 環境報告書の発行と質の分析」, 『企業会計』第54巻第2号、2002年、pp.74-80.

國部克彦、品部友美、大西靖、東田明、野田昭宏、(2002b)「日本企業の環境報告書分析：内容分析と規定要因」, 『環境経済・政策学会年報第7号』, 2002年

全国環境保全推進連合会(監修 環境庁)(1997)「環境報告書作成ガイドライン よくわかる環境報告書の作り方」

図表1

業種別 環境報告書発行企業数

[本文へ戻る](#)

	東証一部上 場企業数	2000年 環 境報告書発 行企業数	2001年 環 境報告書発 行企業数
建設	116	16	23
食料品	71	17	24
繊維製品	52	5	8
パルプ・紙	16	6	9
化学	114	32	39
医薬品	35	5	8
石油・石炭	8	1	2
ゴム製品	10	3	4
ガラス・土石製品	25	8	11
鉄鋼	37	9	9
非鉄金属	22	6	8
金属製品	32	4	6
機械	116	10	15
電気機器	153	34	44
輸送用機器	59	16	19
精密機器	21	8	7
その他製品	45	6	9
電力・ガス	14	13	12
陸海空運	46	7	8
サービス・通信	82	3	3
卸売業	102	7	5
小売業	98	15	17
金融・保険	113	4	5
不動産	25	1	2
合計	1412	236	297

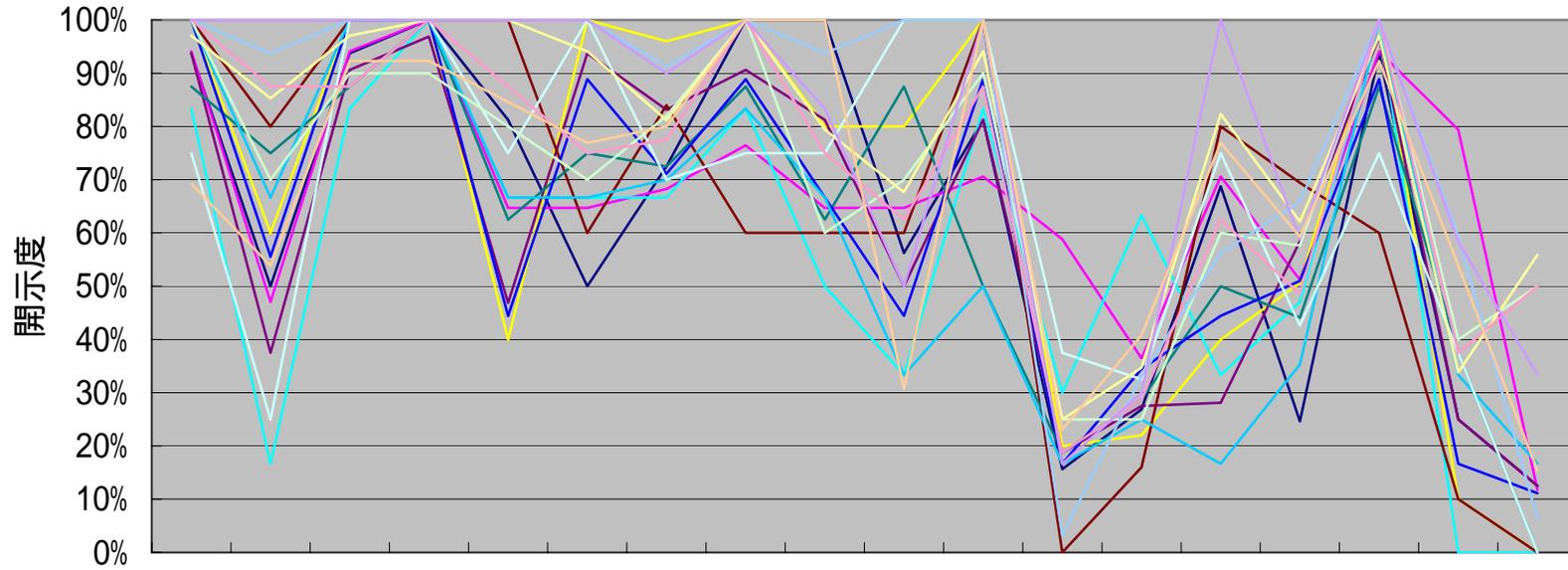
図表2

業種別 環境報告書開示度

[本文へ戻る](#)

	2000年 環 境報告書発 行企業数	2000年 環 境報告書 開示度(単 位:%)	2001年 環 境報告書発 行企業数	2001年 環 境報告書 開示度(単 位:%)
建設	16	41	23	44
食料品	17	54	24	58
繊維製品	5	51	8	56
パルプ・ 紙	6	49	9	53
化学	32	52	39	59
医薬品	5	53	8	56
石油・石 炭	1	75	2	77
ゴム製品	3	50	4	53
ガラス・ 土石製品	8	47	11	60
鉄鋼	9	50	9	58
非鉄金属	6	42	8	55
金属製品	4	50	6	56
機械	10	54	15	54
電気機器	34	59	44	60
輸送用機 器	16	62	19	65
精密機器	8	52	7	56
その他製 品	6	59	9	64
電力・ガ ス	13	57	12	72
陸海空運	7	47	8	51
サービ ス・通信	3	38	3	51
卸売業	7	37	5	37
小売業	15	41	17	47
金融・保 険	4	43	5	44
不動産	1	47	2	43
合計	236	51	297	57

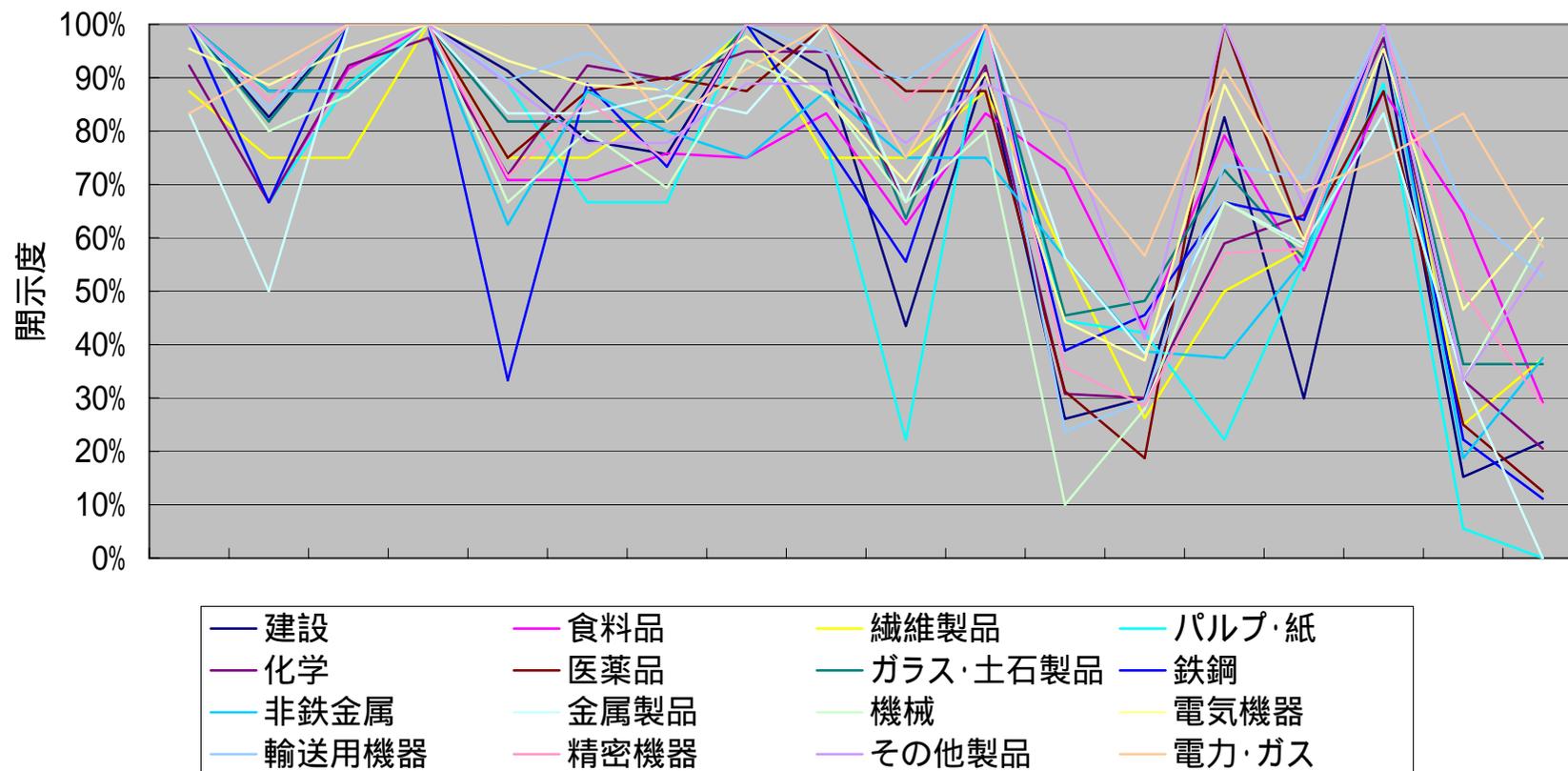
図表3 項目別比較(16業種別)2000年



環境省ガイドライン18項目

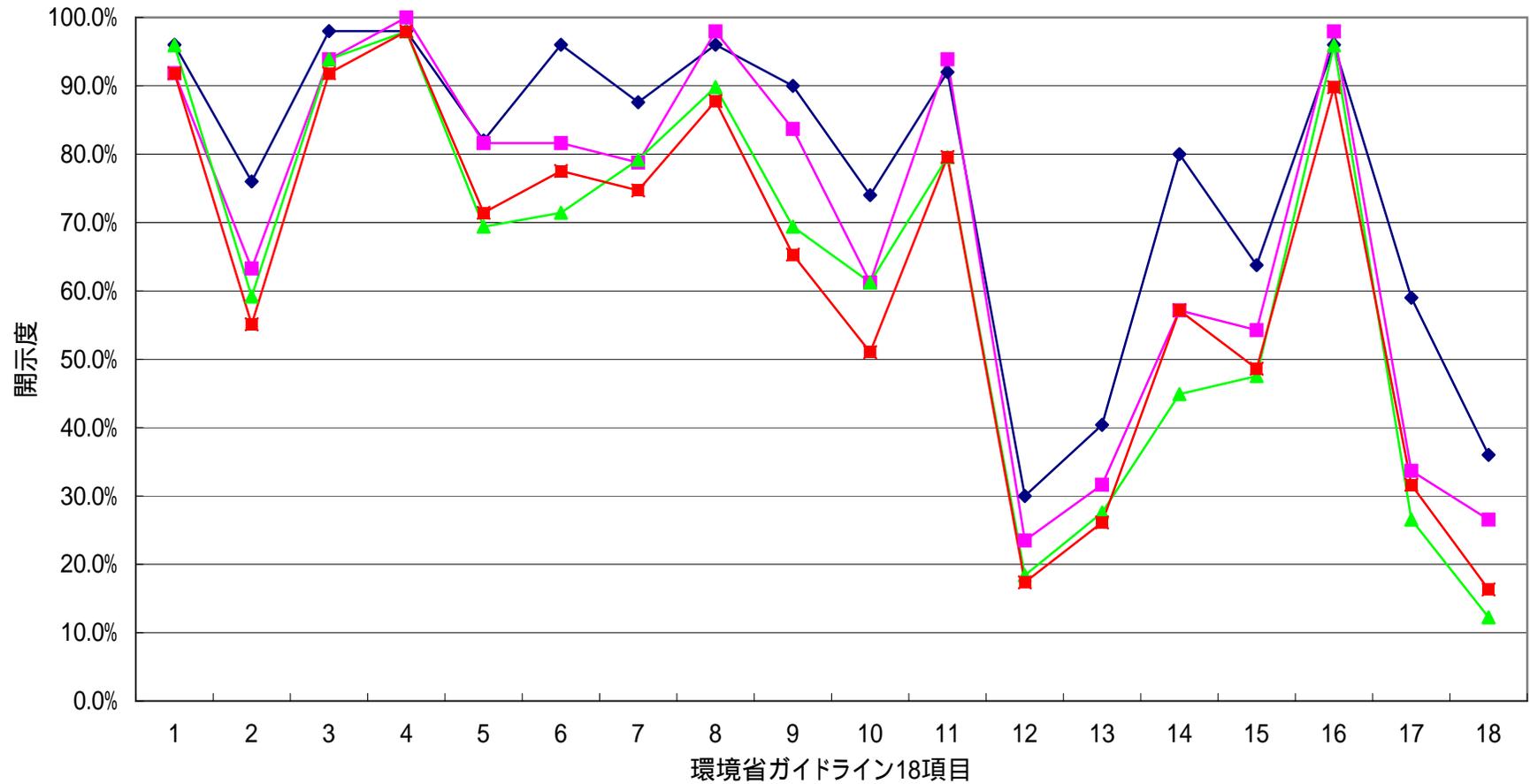
— 建設	— 食料品	— 繊維製品	— パルプ・紙
— 化学	— 医薬品	— ガラス・土石製品	— 鉄鋼
— 非鉄金属	— 金属製品	— 機械	— 電気機器
— 輸送用機器	— 精密機器	— その他製品	— 電力・ガス

図表4 項目別比較(16業種別)2001年



[本文へ戻る](#)

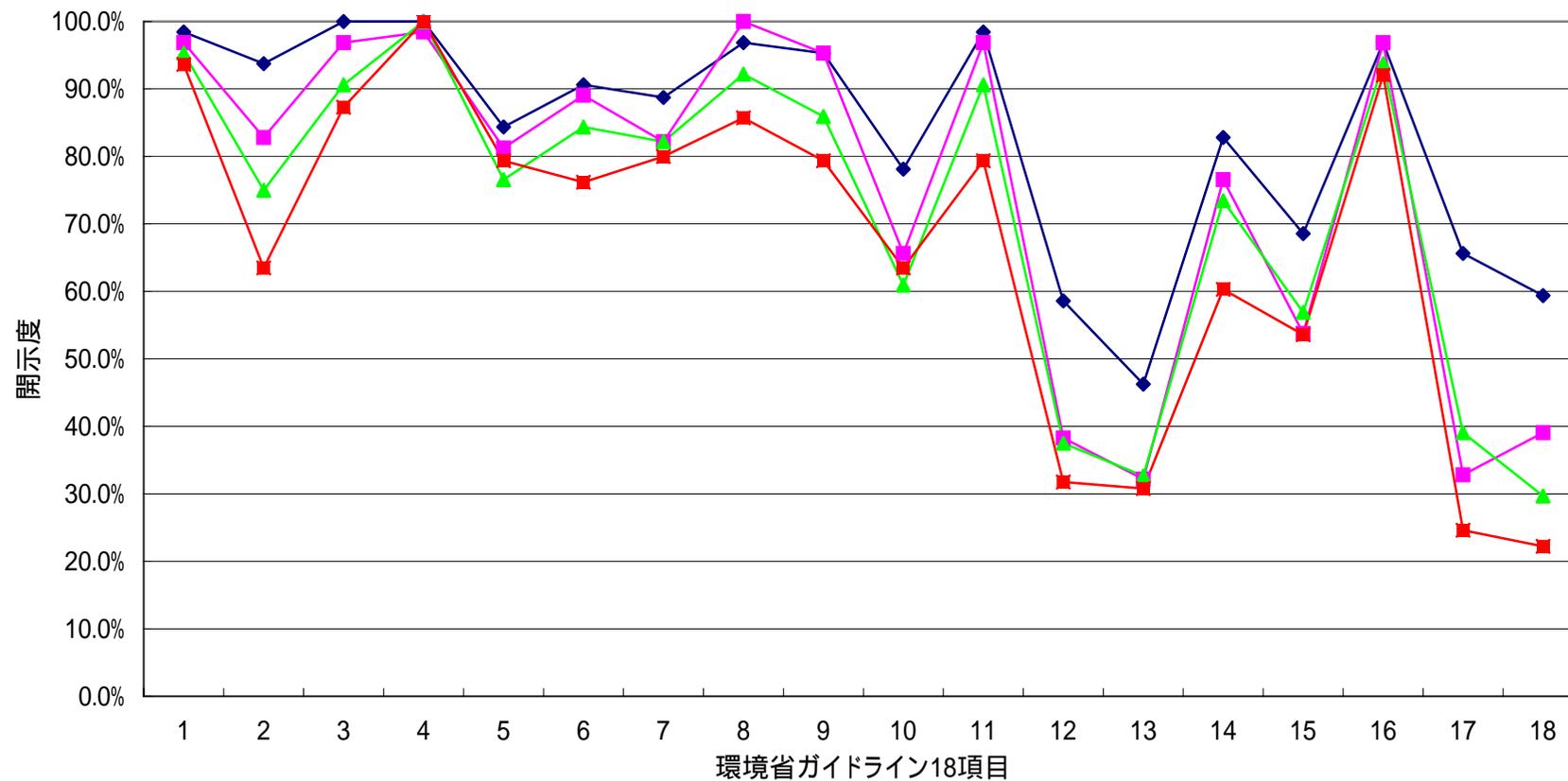
図表5 規模別比較(売上高・製造業系) 2000年



—◆— CLASS 開示度 —■— CLASS 開示度 —▲— CLASS 開示度 —■— CLASS 開示度

図表6 規模別比較(売上高・製造業系)2001年

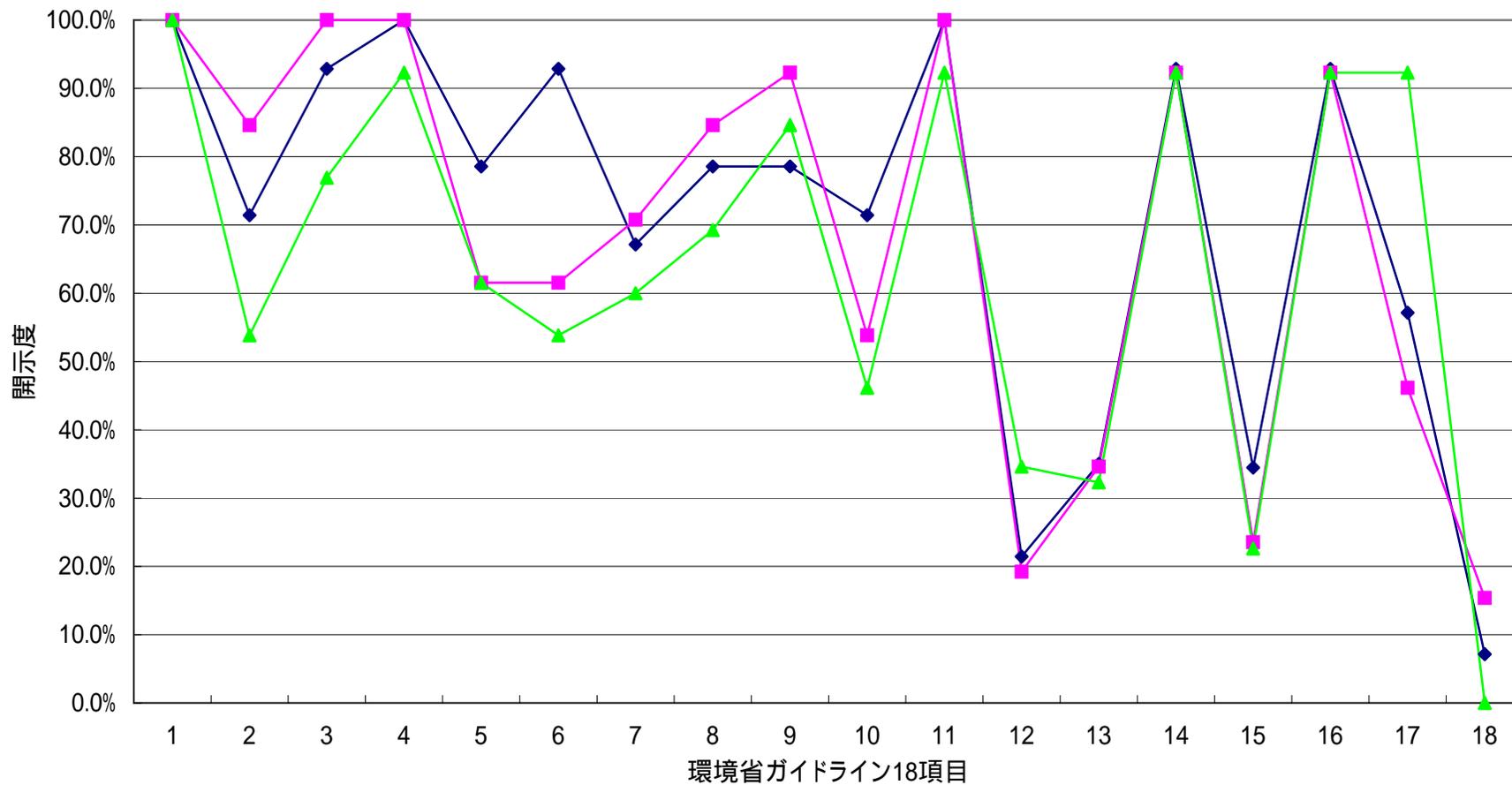
[本文へ戻る](#)



◆ CLASS 開示度
■ CLASS 開示度
▲ CLASS 開示度
■ CLASS 開示度

図表7 規模別比較(売上高・非製造業系)2001年

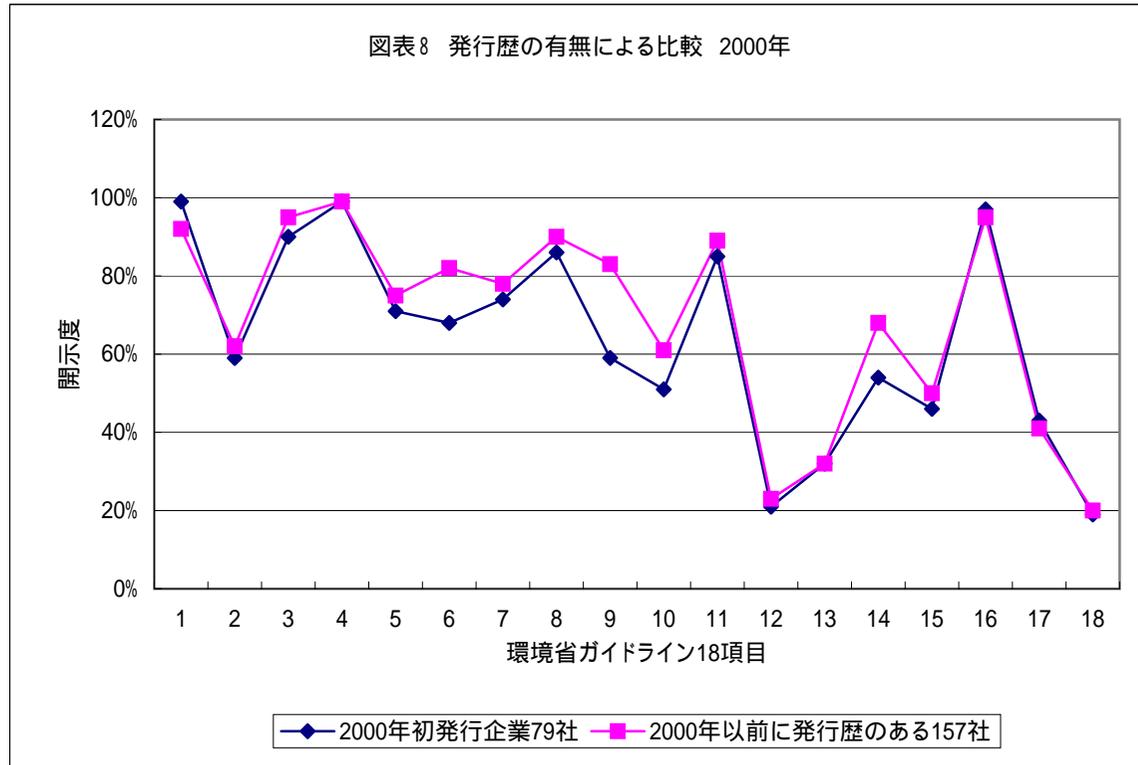
[本文へ戻る](#)



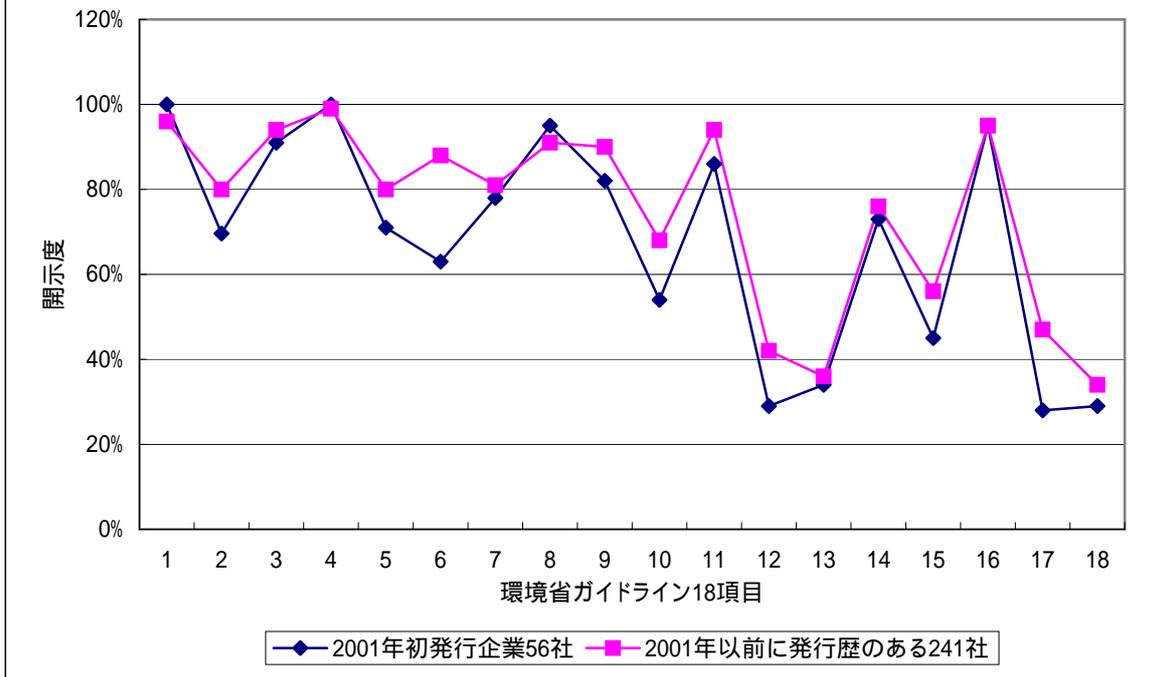
—◆— CLASS 開示度 —■— CLASS 開示度 —▲— CLASS 開示度

図表8 発行歴の有無による比較 2000年

[本文へ戻る](#)



図表9 発行歴の有無による比較 2001年



図表10 2000年発行分と2001年(5-12月)発行分の比較

